

幸田町社協訪問介護事業所運営規程（幸田町介護予防・日常生活支援
総合事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会が開設する幸田町社協訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問型サービス（第1号訪問事業）訪問介護相当事業（以下「訪問介護相当事業」という。）における事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な訪問介護相当事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幸田町社協訪問介護事業所
- (2) 所在地 額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 員 数 | 備 考 |
|-----------|--------------|-------------------------|
| 管理者 | 1人 | 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事務局長と兼務 |
| サービス提供責任者 | 1人以上 | |
| 訪問介護員 | 2.5人以上（常勤換算） | |

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護相当事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導及び訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員

訪問介護員は、訪問介護相当事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。（休業日の対応については応相談。）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、幸田町区域とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 訪問介護相当事業の内容は次のとおりとし、訪問介護相当事業を提供した場合の報酬の額は、幸田町の定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 150円

(2) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルを超える場合は、150円に1キロメートル増すごとに15円ずつ加算した額とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡

- (5) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (6) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的開催及びその結果についての従業者への周知徹底
- (7) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
（その他運営についての重要事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は幸田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。